

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業 Q & A

令和7年2月 愛知県環境局

目次

1 対象事業に関する事項

- Q 1-1 生態系ネットワーク形成を進める事業とは、どういうものか？
- Q 1-2 「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業」（以下「学習事業」という。）とは、どう異なるのか？
- Q 1-3 県境をまたがって生態系がつながる隣県でビオトープ整備を実施するなど、他県での事業は対象になるか？
- Q 1-4 生きものの調査や自然観察会は対象となるか？
- Q 1-5 大学敷地内でのビオトープ整備は対象となるか？
- Q 1-6 「ビオトープ創出事業」と「調査事業」を合わせた事業は可能か。

2 交付限度額等に関する事項

- Q 2-1 交付率10分の10以内とは、どういう意味か？交付対象経費に該当する経費が全額交付されるのか？
- Q 2-2 学習事業が上限額110万円であるのに対し、本事業では上限額を300万円にしているのはなぜか？

3 交付対象経費に関する事項

- Q 3-1 ビオトープ整備の工事費のみで申請してもよいか？
- Q 3-2 全額委託してもよいか。
- Q 3-3 高額な用具の購入はできるのか。
- Q 3-4 工事費、設計費、設備費とは？
- Q 3-5 構成団体やそのスタッフへの支払いは認められないのか？
- Q 3-6 財産に該当する場合の取得価格には「工事費」だけを含めるのか？

4 応募方法に関する事項

- Q 4-1 「複数の団体により構成される団体」とは、どのような団体か？
- Q 4-2 任意団体でも申請することは可能か？
- Q 4-3 一つの団体のみで応募できるのか？
- Q 4-4 「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金との重複申請は認めない。」（要綱別表備考8）とは、どういうことか？

5 採択に関する事項

- Q 5-1 多くの提案から、どのような考え方で事業が選定されるのか？
- Q 5-2 数年に及ぶ事業は、選定されるのか？

6 手続に関する事項

Q 6－1 いつから事業着手できるのか？

Q 6－2 実績報告書に添付する「活動状況」は、すべての活動日について記載するのか？

Q 6－3 決算額が交付決定額を下回る場合、変更承認申請は必要か？

Q 6－4 そもそも「事業着手」とは何を指すのか？

Q 6－5 「交付対象事業の完了の日」とはいつを指すのか？

全体に関すること

Q 7 その他、本Q&Aに記載のないことは？

質問と回答

1 対象事業に関する事項

Q 1－1 生態系ネットワーク形成を進める事業とは、どういうものか？

A 1－1 生態系ネットワークの形成（都市化や開発等により分断された自然を保全・再生してつなげ、生態系を回復する取組）を、地域の目標を共有し、多様な主体の協働により進める事業をいう。

また、本交付金は「ビオトープ」に係る事業を対象としており、指標種等になりうる具体的に想定した生きもののための「生息生育空間」の創出、維持・向上、調査を目的とした事業を実施しなければならない。

なお、「生態系ネットワーク」等の詳細は、以下の県Webページを参考にされたい。

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/shizen/ecologicalnetwork/index.html>

Q 1－2 「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業」（以下「学習事業」という。）とは、どう異なるのか？

A 1－2 学習事業とは、主に以下の2点で異なる。

＜交付対象団体＞

学習事業…NPOやボランティア団体など、個々の活動団体が対象。

本事業……「生態系ネットワークの形成を目的とする、複数の団体により構成される団体」に限る。

（地域の生態系ネットワーク形成には、多様な主体の協働・連携による、つながり・広がりを持った取組が必要であるという観点から）

＜交付対象経費＞

学習事業…それぞれの環境保全活動・環境学習の実施に必要な経費が対象（※事業の主要部分を外部委託することはできない）

本事業……ハード整備に係る工事請負費や、調査委託費などの委託料も対象とする

Q 1－3 県境をまたがって生態系がつながる隣県でビオトープ整備を実施するなど、他県での事業は対象になるか？

A 1－3 あいち森と緑づくり事業は、県内の森や緑の保全を目的としたものであることから、他県での事業は対象とならない。

Q 1－4 生きもの調査や自然観察会は対象となるか？

A 1－4 当交付金は、生態系ネットワークの形成のためのビオトープの創出・維持・向上及びそれらに係る調査を対象としており、こうした対象事業の一部として実施される場合は、交付対象事業になり得る。ただし、啓発や環

境学習を主目的とした事業は対象とならない。

Q 1－5 大学敷地内のビオトープ整備は対象となるか？

A 1－5 地域の自然特性を踏まえ、目標種や目標環境を設定する等、生態系ネットワーク形成に役立つのであれば、大学敷地、企業敷地や公園等も対象となる。

なお、財産形成につながるビオトープ整備を実施できるのは、当該財産を取得する団体のみであり、個人の土地で実施することはできない（Q 4－7 を参照）。

Q 1－6 「ビオトープ創出事業」と「調査事業」を合わせた事業は可能か。

A 1－6 全体として、地域の生態系ネットワーク形成に資するものであり、一体的に実施される事業であれば、交付対象事業となる。

たとえば、整備予定地及び周辺における動植物の生息生育調査を行い、調査結果を踏まえてビオトープ整備を行う場合は対象となる。

事業が複数年度にわたる場合の考え方は、Q 5－2 を参照。

2 交付限度額等に関する事項

Q 2－1 交付率10分の10以内とは、どういう意味か？交付対象経費に該当する経費が全額交付されるのか？

A 2－1 交付対象経費の全額（10分の10）を交付することを原則とするが、審査の結果、交付対象経費の縮減を選定の条件とする場合があり、その場合は当初提案の交付対象経費の10分の10に満たない額となることを意味する。

Q 2－2 学習事業が上限額110万円であるのに対し、本事業では上限額を300万円としているのはなぜか？

A 2－2 学習事業は個々の活動団体による環境保全活動・環境学習を対象にするのに対し、本事業は、多様な主体の協働・連携による、つながり・広がりを持った取組を対象とし、工事発注を伴うような大規模なハード整備も対象とすることから、学習事業よりも高く設定している。

3 交付対象経費に関する事項

Q 3－1 ビオトープ整備の工事費のみで申請してもよいか？

A 3－1 全額工事費でも対象となるが、生態系ネットワークをどのように形成していくか等、提案事業の全体で審査されることとなる。

Q 3－2 全額委託してもよいか。

A 3－2 委託金額に上限はない。ただし、本交付金は、様々な団体が連携して生態系ネットワークを形成していくことを前提としており、事業内容等を考慮して審査されることとなる。

Q 3－3 高額な用具の購入はできるのか。

A 3－3 年1～2回程度しか実施しない取組における単価3万円を超える用具、用品又は機械類（以下「用具等」という。）で借入れに対応できるものは、原則として借上費を交付対象経費とする。（交付要綱別表備考4を参照）

これにより難い場合、3万円を超える用具等の購入も可能だが、交付金事業者が自ら下記の項目を直接記載又は記載した紙片等を貼付する必要がある。

記載すべき項目：①購入年月日、②備品名、③「あいち森と緑づくり事業交付金充当」の名称（実施要領第14を参照）

Q 3－4 工事費、設計費、設備費とは？

A 3－4 以下の表のとおり

工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・ビオトープの創出・維持・向上に必要な直接経費、請負工事に要する経費 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">例</td><td style="padding: 2px;">建築・土木工事費、それらに付帯する電気工事費（労務費、材料費、光熱費、仮設備費など）</td></tr> </table>	例	建築・土木工事費、それらに付帯する電気工事費（労務費、材料費、光熱費、仮設備費など）
例	建築・土木工事費、それらに付帯する電気工事費（労務費、材料費、光熱費、仮設備費など）		
設計費	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施工に直接必要な調査測量、試験及び設計等に要する経費 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">例</td><td style="padding: 2px;">機械装置の設計に要した労務費（外注の場合はその経費）、特許料</td></tr> </table>	例	機械装置の設計に要した労務費（外注の場合はその経費）、特許料
例	機械装置の設計に要した労務費（外注の場合はその経費）、特許料		
設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施工に直接必要な機械機器の購入、据付、撤去、修繕及び製作等に要する経費 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">例</td><td style="padding: 2px;">施設の購入及び製作等（工事費及び設計費として計上するものを除く）に要する経費（中古品の購入も可）</td></tr> </table>	例	施設の購入及び製作等（工事費及び設計費として計上するものを除く）に要する経費（中古品の購入も可）
例	施設の購入及び製作等（工事費及び設計費として計上するものを除く）に要する経費（中古品の購入も可）		

Q 3－5 構成団体やそのスタッフへの支払は認められないのか？

A 3－5 交通費等を除き、構成団体やそのスタッフへの支払は原則として認められない。例えば、構成団体が所有する機材等に対する借上料・損料、構成団体のスタッフに対する講師謝金等は交付対象とならない。

ただし、構成団体の営む事業への支払は、事業者選定の際に相見積もりを行うなど、適切な選考過程を経た上で、適正な価格での支払を行うものに限り認める。

なお、工事や物品等（容易に市場価格がわかる消耗品等を除く。）を構成団体に発注する場合は、事前に県に相談すること。

Q 3－6 財産に該当する場合の取得価格には「工事費」だけを含めるのか？

A 3－6 取得価格には「工事費」だけでなく、「設計費」や工事に係る「資材費」等を含む。

4 応募方法に関する事項

Q 4－1 「複数の団体により構成される団体」とは、どのような団体か？

A 4－1 地域協議会、実行委員会の他、事業実施のために設立された団体等、代表者を定め、規約を設け、総会など構成団体の会合により団体の意思を決定する仕組み等を有する組織。

Q 4－2 任意団体でも申請することは可能か？

A 4－2 実施要領第2「交付金事業者の要件」を満たす団体であれば、申請できる。

Q 4－3 一つの団体のみで応募できるのか？

A 4－3 個人又はNPO、大学等が単独で応募することはできない。

Q 4－4 「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金との重複申請は認めない。」（要綱別表備考8）とは、どういうことか？

A 4－4 1つの事業に対して、1つの交付金又は補助金しか受けられない（二重取りはできない）ため。

5 採択に関する事項

Q 5－1 多くの提案から、どのような考え方で事業が選定されるのか？

A 5－1 審査に当たっては、それぞれの提案内容を、①ネットワーク形成、②実現可能性、③地域特性、④協働、⑤地域への波及、⑥継続性、⑦費用対効果の7つの評価基準に従って総合的に審査し、選定する。

また、その際、できるだけ多くの提案を選定するなどの理由から、交付対象経費の査定・縮減を行う場合がある。

Q 5－2 数年に及ぶ事業は、選定されるのか？

A 5－2 生態系ネットワークの形成には長い期間がかかるため、事業計画が複数年に及ぶものとなることは当然に想定される。

このことから、複数年に及ぶ事業計画のうち当該年度に実施する事業（令和6年度事業については、令和7年2月末日までに完了する事業）を、当交付金事業として提案することは問題ない。しかし、次年度以降の申請については、注意が必要となる。

一度ビオトープの創出事業、維持・向上事業により整備を実施した場所について、再度整備する事業については対象外とする。このため、同じ場所での複数年にまたがるビオトープ整備（例：1年目…地ならし、2年目…植栽など）では、2年目以降の事業が対象外となることに注意されたい。

6 手続に関する事項

Q 6－1 いつから事業着手できるのか？

A 6－1 原則としては、交付決定以降である（5月下旬を予定）。

ただし、採択内示通知（4月中旬頃を予定）後に早期着手協議書を提出の上、早期着手の承認通知がされた後であれば着手できる。

なお、交付決定日又は早期着手承認日より前に発注した経費等については、交付の対象とならない。

Q 6－2 実績報告書に添付する「活動状況」は、すべての活動日について記載するのか？

A 6－2 事業の実施を確認する必要があるため、少なくとも交付対象経費に係る活動日について記載する。また、原則として活動日ごとに写真の添付が必要である。

なお、工事費、設計費、設備費、調査委託費については、報告書とは別に、成果物（報告書等）又は成果物の概要がわかる写真（工事完了写真等）を添付されたい。

Q 6－3 決算額が交付決定額を下回る場合、変更承認申請書は必要か？

A 6－3 決算額が交付決定額を下回る場合であっても、変更承認申請書の提出が必要である。なお、変更に係る部分についてのみ上段に変更前、下段に変更後を記載した事業実施計画書の添付が必要である。（要綱第6）

Q 6－4 そもそも「事業着手」とは何を指すのか？

A 6－4 原則として「発注」を指す。ただし、委託など契約を要するものは「契約締結」を指す。

このため、契約に先立つ団体内の決裁資料の作成、入札を行う場合の業者への事前通知、見積書の徵取など契約締結前に要する事務手続を進めることは差し支えないが、交付決定日又は早期着手承認日より前に、発生する経費等は申請者が負担することとなる。

なお、交付決定日又は早期着手承認日より前に契約を締結したものは、支払が早期着手承認日以降であっても対象とならない。

Q 6－5 「交付対象事業の完了の日」とはいつを指すのか？

A 6－5 交付対象事業に関する活動の最終日又は交付対象経費の支払がすべて完了した日をもって事業の完了の日とする（領収書又は支払の完了した事のわかる書類により確認を行う）。

全体に関すること

Q 7 その他、本Q & Aのないことは？

A 7 この Q&A で記載されていないことは、原則として「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業 Q&A」による。